

盛岡広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月18日

盛岡広域振興局長 高橋達也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 紫波雫石線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第27地割字上野屋敷23番5地先から23番1地先まで	新	m 15.7~33.7	m 31.6
	旧	12.4~33.7	31.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部
- イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 紫波雫石線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第27地割字上野屋敷18番地先から15番地先まで	新	m 19.8~32.2	m 56.5
	旧	19.8~28.8	56.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部
- イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 紫波雫石線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第14地割字長谷地45番8地先内	新	m 15.1~15.3	m 15.2
	旧	14.3~15.1	15.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 盛岡広域振興局土木部
- イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで